

2023年7月号

(2023年7月19日発行)

大阪：〒598-0013 大阪府泉佐野市中町 1-2-4

e-mail：info@senshu-sr.com

HP：<https://senshu-sr.com>

泉州経営協会 静社労士事務所便り

2024年4月法改正に向けての対応、2023年度 最低賃金の議論開始

最近では局地的な豪雨が多かったり、熱中症警戒アラートが発表されたり、いつも以上に天候をチェックする日々です。身の安全や体調に気を付けてお過ごしください。今回は、来年4月の法改正対応等についてご紹介していきたいと思っております。

※過去の事務所便りは、<<https://senshu-sr.com>>の事務所便りタブよりご覧頂けます。

◆2024年4月法改正

2024年4月は、4月の事務所便りでご案内した、トラック運転者の時間外労働や拘束時間の他、今回ご案内する

①労働条件明示のルールの見直し、②裁量労働制の見直しなど多くの法改正があります。

◆①労働条件明示のルールの見直し

2024年4月から、全ての労働者や有期契約労働者について、下表のとおり明示が必要になります。

No	明示対象	明示事項	明示時期
1	全ての労働者	就業場所・業務の変更の範囲	労働契約締結時 有期労働契約の更新時
2	有期契約労働者	更新上限の有無と内容 更新上限：通算契約期間または更新回数の上限	有期労働契約締結時 有期労働契約の更新時
3		無期転換申込機会	無期転換申込権が発生
4		無期転換後の労働条件	する契約更新時

※No2：併せて、最初の労働契約の締結より後に更新上限を新設・短縮する場合は、その理由を労働者にあらかじめ説明することが必要になります。

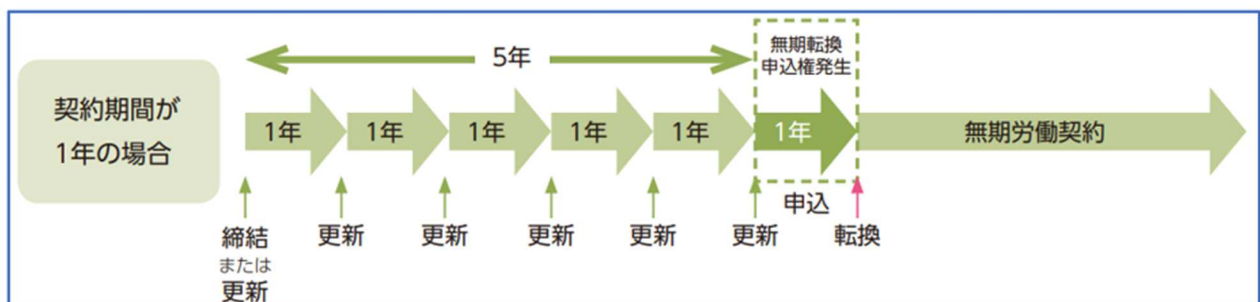
※No4：併せて、無期転換後の労働条件を決定するに当たって、就業の実態に応じて、正社員等とのバランスを考慮した事項について、有期契約労働者に説明するよう努めなければならないこととなります。

厚生労働省<<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001080267.pdf>>参考

※補足：無期転換とは、以下 AB の場合、期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換する制度です。

A：有期労働契約が5年を超えて更新

B：有期契約労働者の申込



厚生労働省<<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000518484.pdf>>抜粋

◆②裁量労働制の見直し

裁量労働制には以下の2つがあり、業務の性質上、業務遂行の手段や方法、時間配分等を大幅に労働者の裁量にゆだねる必要がある特定の業務に就かせた場合、労使であらかじめ定めた時間働いたとみなす制度です。

- 1：専門業務型裁量労働制：厚生労働省令及び厚生労働省告示で定められた19業務
- 2：企画業務型裁量労働制：本社等における企画、立案、調査及び分析の業務

対応必要事項は下表になります。

No	対象業務型	対応必要事項	定めるもの
1	専門業務型	本人同意を得ること 本人同意しなかった場合、不利益取扱いしないこと	労使協定
		同意の撤回手続 同意とその撤回に関する記録を保存すること	
2	企画業務型	対象労働者に適用される賃金・評価制度内容の説明事項	労使委員会の運営規程
		対象労働者に適用される賃金・評価制度変更の説明を行うこと	労使委員会の決議
3	企画業務型	制度の趣旨に沿った適正な運用の確保に関する事項	労使委員会の運営規程
4		労使委員会の開催頻度を6か月以内毎に1回とすること	労使委員会の運営規程
5		定期報告頻度が1年(初回は6か月)以内毎に1回に変更	—

2024年4月1日以降、新たに又は継続して裁量労働制を導入するためには、裁量労働制を導入する全ての事業場で労使協定や、労使委員会の運営規程に追加後の労使委員会の決議が必要です。

また、裁量労働制を導入・適用するまで(継続導入する事業場では**2024年3月末まで**)に労働基準監督署に協定届・決議届の届出を行う必要があります。

厚生労働省<<https://www.mhlw.go.jp/content/001080850.pdf>>抜粋

2024年4月に向けて、雇用契約書、就業規則、労使協定等の対応が必要になりますので、就業場所や業務変更の範囲をどうするか、有期契約労働者の更新上限をどうするかなど、事前に協議しておきましょう。

◆②2023年度 最低賃金の議論開始

6月30日、厚生労働省の中央最低賃金審議会は、今年の最低賃金の引上げ額目安の議論を始めました。現政権は、現在の**全国加重平均961円を1,000円に引上げる目標**を示しています。審議会では、物価上昇を考慮して引上げ額を調整する見通しで、現厚労相は「昨年度後半の物価は前年同月比4～5%増で推移したことに留意する必要がある」と述べています。

全国平均の引上げ幅は2022年度が過去最大の31円増でしたが、それを超えて**2023年度は39円増となる可能性**があります。最低賃金適用までの大まかなスケジュールは以下になります。

7月下旬：中央最低賃金審議会の答申

8月：各都道府県の地方審議会が引上げ額を決定

10月：2023年度の最低賃金適用

最低賃金の推移などは、過去の事務所便りにて掲載しておりますので、ご一読ください。

2022.09 事務所便り<<https://senshu-sr.com/pdf/202209.pdf>>